

○国土交通省告示第百三十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和元年六月七日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道158号改築工事（中部縦貫自動車道「大野油坂道路」・福井県大野市東市布11字北村地内から同市上半原11字街道上地内まで及び同市上野94字片岡地内から同市堂本25字石倉口地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 福井県大野市東市布11字北村、東市布13字下道下、東市布14字洞、東市布15字下市布、東市布16字下モ下夕島、東市布23字洞ノ谷、東市布24字サルバナ及び東市布18字中ノ瀬、上半原36字立岩、上半原1字田徳平、上半原2字立岩川原、上半原38字南深瀬、上半原5字木戸向、上半原6字番屋、上半原9字道場切、上半原7字周戸、上半原35字北深瀬及び上半原11字街道上、上野94字片岡、上野51字大門林、上野54字石畳、上野55字国江及び上野59字前田、七板76字狐岩、新塚原2字鎮西、新塚原1字宮本、新塚原8字緑ヶ丘、新塚原4字五郎丸塚及び新塚原9字一ノ沢、田野44字獅子岩、田野46字新北大門、田野26字上大門、田野29字西大門及び田野141字健蔵、上麻生嶋18字大將軍、上麻生嶋15字薬師、上麻生嶋11字広面、上麻生嶋10字横田及び上麻生嶋9字木草、下麻生嶋17字東馬洗、下麻生嶋4字薬師、下麻生嶋3字大將軍、下麻生嶋14字横田、下麻生嶋27字墓ノ町、下麻生嶋38字東柳島及び下麻生嶋32字上円通寺、川嶋3字東久保並びに堂本9字中川原、堂本27字青島、堂本24字下稲葉、堂本23字両岸田及び堂本25字石倉口地内

2 使用の部分 福井県大野市東市布11字北村、東市布13字下道下、東市布14字洞、東市布15字下市布、東市布16字下モ下夕島、東市布23字洞ノ谷、東市布24字サルバナ及び東市布18字中ノ瀬、上半原36字立岩、上半原1字田徳平、上半原2字立岩川原、上半原38字南深瀬、上半原5字木戸向、上半原6字番屋、上半原9字道場切、上半原7字周戸、上半原35字北深瀬及び上半原11字街道上、上野94字片岡、上野51字大門林、上野54字石畳、上野55字国江及び上野59字前田、七板76字狐岩、新塚原2字鎮西、新塚原4字五郎丸塚及び新塚原9字一ノ沢、田野44字獅子岩、田野46字新北大門、田野26字上大門、田野29字西大門及び田野141字健蔵、上麻生嶋18字大將軍、上麻生嶋15字薬師、上麻生嶋11字広面及び上麻生嶋10字横田、下麻生嶋17字東馬洗、下麻生嶋4字薬師、下麻生嶋3字大將軍、下麻生嶋14字横田、下麻生嶋27字墓ノ町、下麻生嶋38字東柳島及び下麻生嶋32字上円通寺、川嶋3字東久保並びに堂本9字中川原、堂本27字青島、堂本24

#### 第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

##### 1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道158号改築工事（中部縦貫自動車道「大野油坂道路」）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、福井県大野市東市布地内の油坂出入口（仮称）のオンランプから中津川地内の大野インターチェンジまでの延長35.0 kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事及びこれに伴う市道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道158号改築工事（中部縦貫自動車道「大野油坂道路」）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

##### 2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであるが、本件区間は同法第13条第1項の指定区間外の区間であるところ、起業者である国土交通大臣は、同法第27条第1項の規定により道路管理者の権限を代行しており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

##### 3 法第20条第3号の要件への適合性

###### (1) 得られる公共の利益

一般国道158号「中部縦貫自動車道」（以下「本路線」という。）は、長野県松本市を起点とし、福井県福井市に至る延長約160kmの自動車専用道路である。

本路線が通過する大野市は、さといも等の生産が盛んな地域であり、収穫された農産物は、本件区間に対応する主要幹線道路である一般国道158号の一般道路部分（以下「現道」という。）、一部供用済みの本路線等を利用して県内外へ

出荷されている。

また、同市は九頭竜湖等の観光資源を有することから、年間を通じて多くの観光客が訪れており、現道及び一部供用済みの本路線は観光産業にも重要な役割を果たしている。

しかしながら、現道は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない区間が複数存在するほか、雪崩等の自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済みである本路線の他の区間と接続し、東海北陸自動車道と連絡することで、福井県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間に線形等の良好な道路が整備され、自然災害発生時などにおける現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成20年3月等に、同法等に準じて任意で大気質、騒音、振動等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。また、計画交通量の見直し及び同調査以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成30年12月に、同法等に準じて任意で同調査の照査を実施したところ、大気質等については環境基準等を満足するとされており、建設機械の稼働に係る騒音については法令により定められた基準を超える値が見られるものの、防音パネルの設置により基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、起業者が平成31年2月に、任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるオジロワシ等、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ等、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているヤマメタニシ、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているブッポウソウ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサンバ等、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠA類として掲載されているマメダオシ、絶滅危惧Ⅱ類

として掲載されているノダイオウ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。主な保全措置として、クマタカ等については、生息環境に影響を及ぼすおそれがあることから、工事工程の調整（モニタリングの併用）等を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が6箇所存在するが、このうち4箇所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る2箇所についても福井県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令による第1種第4級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、各インターチェンジ間において社会的、技術的及び経済的な観点から検討が行われている。油坂出入口（仮称）から和泉インターチェンジ（仮称）までの区間においては、申請案である九頭竜湖側ルート案及び北側ルート案の2案による検討が行われており、両案を比較すると、申請案は、取得必要面積は多いものの、トンネル及び橋梁の総延長が短く施工性に優れていること、事業費が低く抑えられることなどから、総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。和泉インターチェンジ（仮称）から下山インターチェンジ（仮称）までの区間においては、申請案である土工・トンネル主体ルート案及びトンネル主体ルート案の2案による検討が行われており、両案を比較すると、申請案は、取得必要面積は多いものの、トンネル及び橋梁の総延長が短く施工性に優れていること、事業費が低く抑えられることなどから、総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。下山インターチェンジ（仮称）から勝原インターチェンジ（仮称）までの区間においては、申請案である最短ルート案及び北側迂回ルート案の2案による検討が行われており、両案を比較すると、申請案は、取得必要面積が少ないこと、トンネル及び橋梁の総延長が短く施工性に優れていること、事業費が低く抑えられることなどから、総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。勝原インターチェンジ（仮称）から大野東インターチェンジ（仮称）までの区間においては、申請案である土工・トンネル主体ルート案、コスト縮減ルート案及び平面線形重視ルート案の3案による検討が行われており、申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、事業費は中位となるものの、平面線形重視ル

ート案と共にコスト縮減ルート案よりも取得必要面積が少ないこと、トンネル及び橋梁の総延長がコスト縮減ルート案と共に平面線形重視ルート案よりも短いことに加えて、大規模盛土部の施工や現道交通を確保しながらの施工を必要としないため、最も施工性に優れていることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。大野東インターチェンジ（仮称）から大野インターチェンジまでの区間においては、申請案である最短ルート案、支障物件回避ルート案及び平面線形重視ルート案の3案による検討が行われており、申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積及び移転対象物件数は最も多いものの、橋梁の延長が最も短く施工性に優れていること、事業費が最も低く抑えられることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、福井県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを整備することにより物流の効率化等が図られるとともに、現道は線形不良区間が存在するほか、自然災害による通行止めが行われており、本件事業によりその機能を補完・代替し安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、福井県知事を会長とする中部縦貫自動車道建設促進福井県協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

### 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福井県大野市役所

### 第6 収用又は使用の手続が保留される起業地

福井県大野市上野94字片岡、上野51字大門林、上野54字石畳、上野55字国江及び上野59字前田、七板76字狐岩、新塚原2字鎮西、新塚原1字宮本、新塚原8字緑ヶ丘、新塚原4字五郎丸塚及び新塚原9字一ノ沢、田野44字獅子岩、田野46字新北大門、田野26字上大門、田野29字西大門及び田野141字健蔵、上麻生嶋18字大將軍、上麻生嶋15字薬師、上麻生嶋11字広面、上麻生嶋10字横田及び上麻生嶋9字木草、下麻生嶋17字東馬洗、下麻生嶋4字薬師、下麻生嶋3字大將軍、下麻生嶋14字横田、下麻生嶋27字墓ノ町、下麻生嶋38字東柳島及び下麻生嶋32字上円通寺、川嶋3字東久保並びに堂本9字中川原、堂本27字青島、堂本24字下稲葉、堂本23字両岸田及び堂本25字石倉口地内